

広島県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年五月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市本郷南六丁目五〇八一番一地从先から 三原市本郷南六丁目五〇八〇番五地先まで			三〇・五〇 四〇・〇〇	三五・〇〇	
	三五・五〇 三三・五〇			三五・〇〇	幅員減少